

令和6年度 ブロック別福祉協力員研修会における質問への回答について

7月10日、17日、23日に行われました表記研修会において、会場で頂きました質問について、宇都宮市障がい福祉課より回答がありましたので、お知らせいたします。

【質問】

市障がい福祉課が配付した「障がい福祉について」の資料の中で、スライド番号24の「障害者差別解消法の対象範囲」の記載に

つまり、障がい者とは、いわゆる「障がい者手帳」の有無にかかわらず、社会における様々な障壁と相対することによって生活のしづらさを感じる人と捉えます。

とあるが、これは、地区により導入が進められている地域内交通にも適用され、障がい者手帳を持たない人であっても、上記に当てはまる場合は割引運賃が適用となるのか。

【回答】

上記解釈は、あくまで「障害者差別解消法」における対象の範囲の記載である。地域内交通の割引を受けるためには「障がい者手帳の所持」が条件付けられているため、障がい者手帳を所持していない方は割引の対象とはならない。

本件に関するお問い合わせは

宇都宮市障がい福祉課 企画グループ(632-2353)までお問い合わせください。

社会福祉法人
宇都宮市社会福祉協議会
地域福祉課